

平成 25 (2013) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：公法（憲法）

問題 いわゆる「目的効果基準」につき、下記の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) 「目的効果基準」について説明しなさい。
- (2) 「目的効果基準」は、合衆国最高裁の判例における「レモン・テスト」を参考にしたといわれている。この「レモン・テスト」と「目的効果基準」との類似点及び相違点を説明しなさい。
- (3) 今日の日本の判例において「目的効果基準」が占めている地位について、下記の①事件～④事件における各最高裁判決に触れながら、論じなさい。

①事件（最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 卷 4 号 533 頁）

：津市が、公金を支出して、市体育館の建設現場において、神式に則った起工式を挙行したことが問題となった事例

②事件（最三小判平成 5 年 2 月 16 日民集 47 卷 3 号 1687 頁）

：箕面市が、小学校の校舎の建替え等を行うために、公有地にあった忠魂碑を移設・再建するための代替地を買収したこと、その代替地に忠魂碑を移設・再建したこと、忠魂碑を維持管理する市遺族会に対しその代替地を無償貸与したこと、及び、市遺族会の下部組織である地区遺族会が忠魂碑前で神式又は仏式で挙行してきた慰霊祭に市の教育長が参列したことが問題となった事例

③事件（最大判平成 9 年 4 月 2 日民集 51 卷 4 号 1673 頁）

：愛媛県が、靖国神社の挙行した例大祭に際しては玉串料として、みたま祭に際しては献灯料として、愛媛県護国神社の挙行した慰霊大祭に際しては供物料として、公金を支出したことが問題となった事例

④事件（最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁）

：砂川市が、同市の所有する土地を空知太神社の神社施設の敷地として無償で使用させていたことが問題となった事例